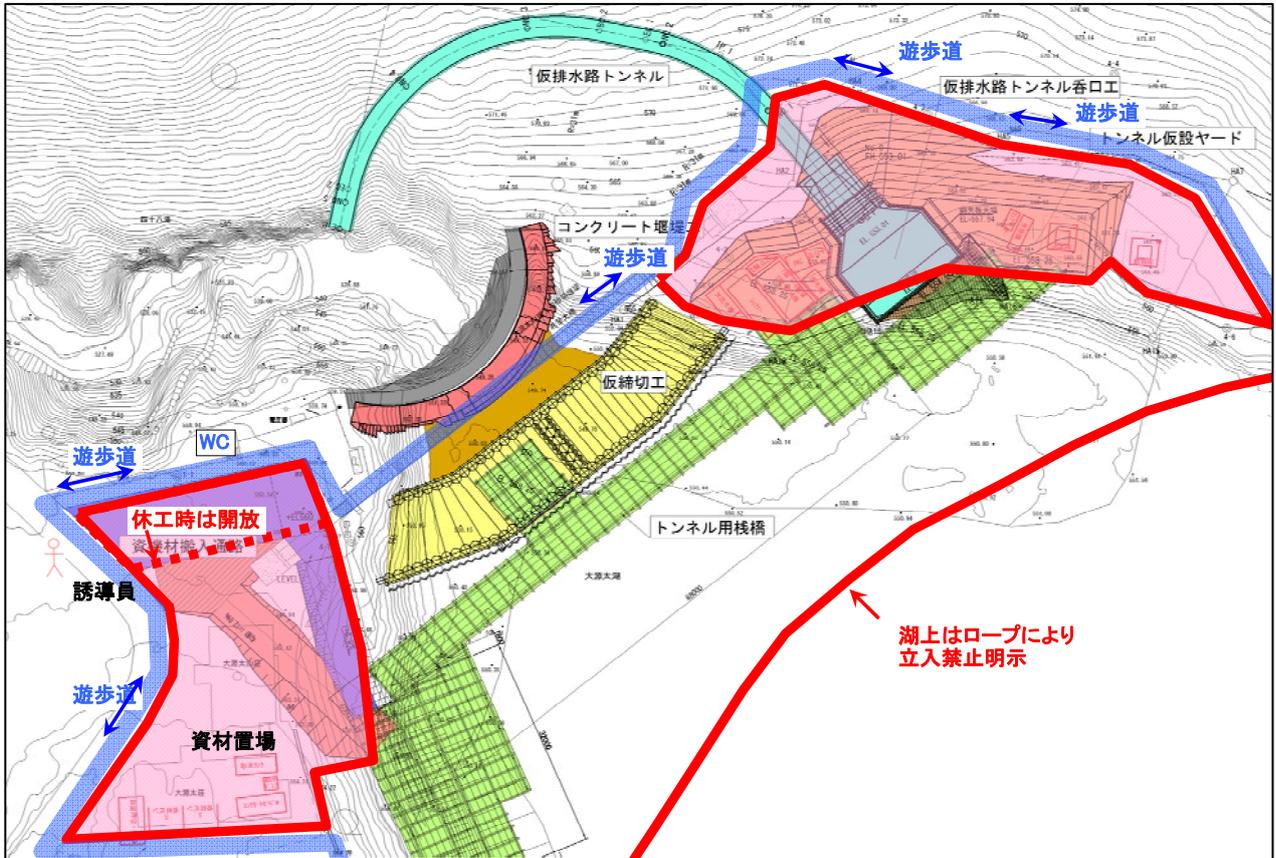
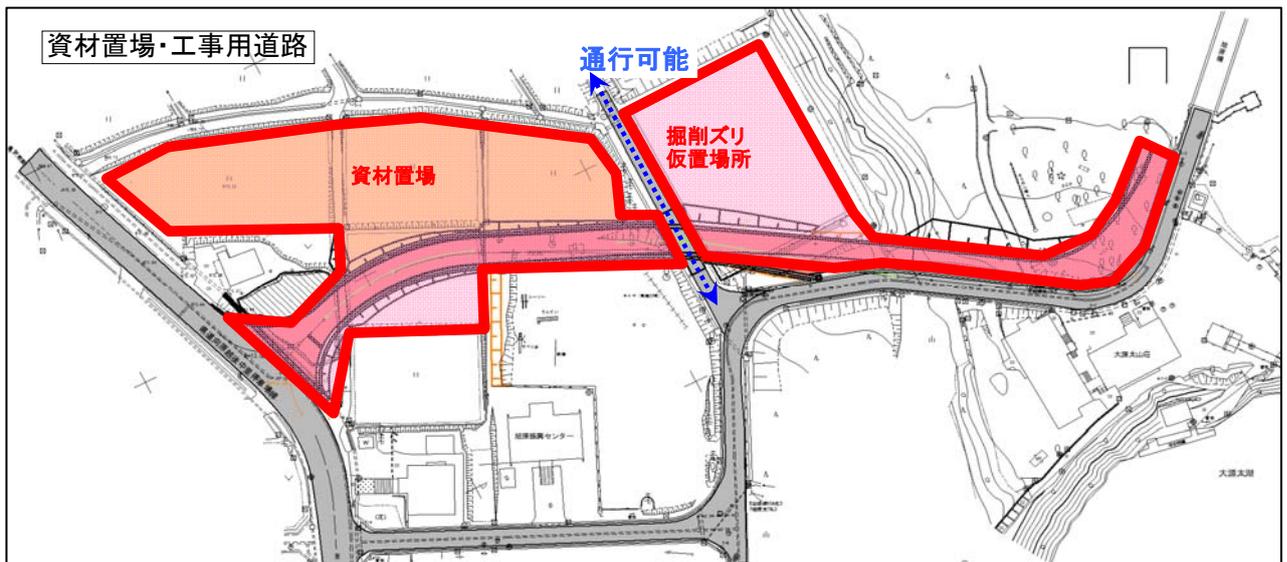


工事に伴う規制について（案）

（1）現場周辺の立入規制について



遊歩道は青線のとおり通行可能です。右岸部は遊歩道の手摺柵より湖面側は立入禁止です。左岸部は町道及び遊歩道より湖面側は立ち入り禁止です。単管柵、トラロープ柵を設置しました。湖面には立入禁止ロープを設置しています。それより下流は立ち入りは出来ません。公衆トイレ前は週末に開放を予定しています。



工事用道路は、資機材が出入りします。県道、農道、町道に面した箇所にはバリケードを設置しています。